

「虐待防止に向けた取り組みについて」



長崎県 大村市社会福祉協議会
事務局次長 山下 浩司

長崎県 大村市の概況

人口 94,498人
世帯数 40,954世帯

高齢化率 22.4%



大村市虐待防止センター
(あんしんセンター)

運営方式 委託

委託先
大村市社会福祉協議会

虐待対応の体制

各事業が連携する意味
連携で見えてくる効果

地域支援班

地域福祉活動

大村市ボランティアセンター

生活困窮者自立相談支援事業

生活福祉資金

日常生活自立支援事業

障害者虐待防止センター

大村市自立支援協議会の全体像

全体

- 大村市自立支援協議会全体会

委員会

- 運営会議（事務局会議） 随時 市と社協 ・ 定例会議（部会代表者会議） 隔月1回

部会

- 相談体制支援部会
- **地域生活定着支援部会**
- 就労支援部会
- **こども支援部会**
- **権利擁護部会**
- ピア支援部会 原則 毎月開催
- （各事業所毎の連絡協議会 就労関係・児童関係等実施）

各サービス事業所等の課題をそれぞれの部会で検討し、全体会へ報告

権利擁護部会

部会での協議内容

- 障がい者の権利擁護について
- 虐待等防止に関する協議
- 日常生活自立支援に関する協議 等

参加メンバー

司法書士 ・ 社会福祉士 ・ こども関係職員

員

日常生活自立支援相談員
障がい者虐待センター相談員
生活困窮者自立支援相談員

等で構成



効果

他職種の関係者で協議することで、各事業の連携強化。

法的対応についても弁護士、司法書士との連携がスムーズに行えるようになった。

また、弁護士会を中心に2ヶ月に1回司法と福祉の合同勉強会を県内3ヶ所で定期的で開催され、司法と福祉の連携が促進された。

啓発① セミナー

2ヶ月に1回の障がい支援セミナーで障がい者虐待防止に関する講演会の開催

定期的を開催することで、サービス提供事業所の職員の理解促進、虐待防止に役立てる。

月1回の専門研修会では、事業所代表等に対する具体的な勉強会を別途開催。



効果

参加された方からも、法の理解とどの段階から虐待にあたるのか具体的な質問が多く出され、弁護士・司法書士からの対応回答等も併せて行えた。

同じ法人内の勉強会と違って、他法人も一緒に学習する機会が重要であり、連携が深まった。

啓発② 広報



大村市内の各事業所の効用車に配布
権利擁護部会でデザイン等を行い実施



大村市内の各事業所の職員に配布
権利擁護部会でデザイン等を行い実施

対応事例（1）

自宅での身体的虐待に対し通所事業所からの通報で解決に向かったケース

〇・〇 女性 知的障害 両親と同居
通所施設（日中介護）より、入浴の際、両脇に痣を確認され通報される。
痣部分の写真を持って来所される。

本人より聴き取り調査、「母親より竹刀で叩かれた」との発言あり。

コア会議開催 本人調書、写真等確認し虐待認定、対応方法協議

本人の担当の相談支援専門員と共に事実確認の為、訪問調査

母親より、「イライラしていてつい叩いてしまった。」等の聴き取りを行う。
父親も同席し、今後注意・見守りされることを約束される。

関係者会議の開催、何故、母親の行為が発生したかを検討・対応策の協議継続中